

千葉県広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県の保有する資産（以下「県資産」という。）を、当該県資産の本来の目的を妨げない限度において広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲出することに関して、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 県資産への民間企業等の広告の掲出（以下「広告事業」という。）は、新たな財源の確保と広告機会の提供によって、県民サービスの向上と地域経済活動の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「県資産」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 県が保有する施設及び物品
- (2) 県が作成する印刷物

(広告事業の範囲)

第4条 広告事業は、県の公共性及び品位を損なうおそれのないもので、県民に不利益を与えないものとし、下記の範囲で実施する。

- (1) 法令に違反しないこと。
 - (2) 公序良俗に反しないこと。
 - (3) 人権侵害等他の者の権利を侵害しないこと。
 - (4) 政治性又は宗教性がないこと。
 - (5) 虚偽でないこと。
 - (6) 前各号に規定するもののほか、県資産に掲出する広告として不適当であると認められるものでないこと。
- 2 前項に規定する広告事業の範囲にかかる業種又は業者及び掲出できる広告内容に関する基準は、別に定める。
- 3 広告内容が掲載基準に沿うものであるか否かは、広告事業を実施する所属で判断する。

(広告事業ごとに定める事項)

- 第5条 広告媒体の種類、広告の規格、広告料金、募集方法、選定方法等広告事業の実施について必要な事項は、広告媒体となる県資産の管理者が、広告媒体ごとに別に定める。
- 2 広告の募集は、広告媒体となる県資産の管理者が前項に掲げる事項を記載した実施要領を定め行う。

(審査機関)

第6条 広告掲出内容の可否を審査するため、千葉県広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会の委員長は総務部次長の職にある者、副委員長は管財課長の職にある者を充て、委員は、報道広報監報道広報室長、男女共同参画課長、行政改革監、市町村課長、学事課長、健康福祉政策課長、県民生活課長にある者を充てる。
- 3 委員長は前項に定める委員のほか、広告内容に関連する課の課長を臨時の委員として加えることができる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 審査会の会議は、広告事業を実施する所属において広告の内容に疑義が生じた場合、及び委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告事業を実施しようとする県資産を所管する課の課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は総務部管財課において処理する。

(雑則)

第9条 広告事業はこの要綱に定めるもののほか、千葉県屋外広告物条例、使用料及び手数料条例、千葉県公有財産管理規則、その他の関係法令の定めるところにより実施する。

- 2 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年12月10日から施行する。

千葉県広告掲出基準

(趣旨)

- 1 この基準は、千葉県広告事業実施要綱第4条第2項に規定する広告事業の範囲にかかる基準について定める。

(業種又は業者)

- 2 次のいずれかに該当する業種又は業者の広告は掲出しない。
なお、広告の掲出中に、これらに該当するに至った場合も同様とする。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの又はこれに類するもの
 - (2) 貸金業、割賦購入あっせん業、投資業又は商品先物取引業に関するもの
 - (3) たばこに関するもの
 - (4) ギャンブルに関するもの(宝くじに関するものを除く。)
 - (5) 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
 - (6) 一般競争入札の入札参加資格の停止及び指名停止措置を受けているもの、並びに、違法又は不適当な行為による不利益処分を受けている期間にあるもの
 - (7) 社会問題を起こしている業種や事業者
 - (8) 県税の未納のある者

(掲出できる広告内容に関する基準)

- 3 次のいずれかに該当する広告は掲出しない。
なお、広告の掲出中に、これらに該当するに至った場合も同様とする。
 - (1) 法令等により製造、販売等することができない商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲出することが不適当と認められる商品又はサービスを提供するもの
 - (2) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
 - (3) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
 - ア 著しく性的感情を刺激するもの
 - イ 著しく粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発する性質を有するもの
 - (4) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (5) 差別等人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - (6) 他の者の名誉毀損、著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
 - (7) 男女共同参画の視点に照らして不適切なもの
 - ア 男女双方を念頭に置いていないもの、男女の偏りがあるもの
 - イ 男女の固定的な見方にとらわれているもの
 - ウ 男女を公平に扱っていないもの
 - (8) 宗教団体の教義をひろめることを目的とするもの、又はそのおそれのあるもの

るもの

- (9) 宗教団体の儀式行事にかかるもの
- (10) 宗教団体の信者の教化育成にかかるもの
- (11) 公職の候補者（当該公職にある者及び当該公職の候補者になろうとする者を含む。）の選挙運動に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (12) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- (13) 特定の公職の候補者（当該公職にある者及び当該公職の候補者になろうとする者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- (14) 社会問題についての主義主張、意見広告に該当するもの又はそのおそれがあるもの
- (15) 広告の内容を、県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (16) 非科学的または迷信に類するもので、県民を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (17) 消費者の利益及び公正な競争を妨げるおそれのあるもの
 - ア 誇大または虚偽のおそれのあるもの
 - (ア) 取引における条件などを明記しないで、実際よりも著しく優良または有利であるかのように表現しているもの
 - (イ) 競争関係にある他の事業者のものよりも著しく優良であるかのような表現であるもの。（比較及び優位性を表現する場合、確実な裏づけを示すこと）
 - (ウ) その他消費者に誤認されるおそれのあるもの
 - イ 投機、射幸心をあおるもの
 - ウ 社会的に認められていない資格、認可などを使用し、権威づけているもの
 - エ その他消費者に誤認されるおそれのあるもの
- (18) 個人の名刺広告
- (19) その他、広告として掲出することが適当でないと認められるもの

附則

この基準は、平成19年12月10日から施行する。

NPO活動情報誌広告掲載取扱要項

- 1 この細則は、「NPO活動情報誌」に掲載する広告の審査に関し、必要な事項を定める。
- 2 千葉県広告掲出基準（以下「掲出基準」という。）第3号(17)エ「その他消費者に誤認されるおそれのあるもの」とは、次のものをいう。
 - (1) 編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なもの。
 - (2) 統計、文献、専門用語などを引用して、実際のものより優位または有利であるような表現のもの。
- 3 掲出基準第3号(19)「その他、広告として掲出することが適当でないと思われるもの」とは、次のものをいう。
 - (1) 受託したNPOの役員が経営している企業の広告
- 4 審査においては、広告主及び広告内容の公共性等を総合的に勘案するものとする。

附則 この要項は、平成20年5月15日から施行する。